

議案第 5 5 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年 7 月 1 日付けで事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



## 兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。



兵庫県市町村職員退職手当組規約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略                      (組合の事務所の位置)                      第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u>に置く。                      第5条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略                      (組合の事務所の位置)                      第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u>に置く。                      第5条以下 略</p>	

